別紙(1)

要求書

一、今志田川君ノ解雇ヲ即時取消セ
一、市内拡張(給料拡張料、経持料、増員手当、賞与)拔取補償手当ノ年償制度絶対反対
一、不当解雇強制拡張絶対反対
一、毎月ノ精算ハ店員ニ公示シ月給月末現金ニテ支給シロ
一、食事ハ各自自由ニシロ
一、配達員ノ自由ハ絶対拘束セザルコト
一、一切作業服ヲ支給シロ
一、折込料全額ヨコセ
一、病気中ノ日給治療費ハ主任負担病気ニ依ル解雇絶対反対
一、山本畑峰ハ今後絶対ニ配達員ニ対シテ干渉セザルコト
一、組合ヘノ自由及職場委員会ヲ公認シロ
一、此ノ争議団ニ干シテ法律的経済的犠牲者ヲ出サザルコト
一、争議費用並ニ争議中ノ日給全額主任負担スルコト

昭和六年五月三十日

東日主任 飛塚貞吉殿

東京日々新聞争議団一同

別紙(2)

記

一、金五十円也ヲ田川君ノ解雇手当トシテ支給ス、
一、不当解雇強制拡張ハサセズ、
一、店員ノ食事ハ自由タルコト、
一、二ケ月ニ足袋一足ヲ支給スルコト
一、病気中ノ治療費ハ主任ノ負担病気ニ依リ解雇セズ
一、職場委員会(若結会)ヲ公認スル事、
一、争議手当トシテ金一封(一百円)支給スルコト
一、金三十円委社委員ノ配達員各合ヲ支給スルコト
一、毎月ノ精算ヲ店員ニ公示シ月給ハ十日現金支給スルコト
一、店則以外ニハ店員ノ自由ハ拘束セザル事
一、折込料全額ヲ支給ス
一、山本畑峰ハ今後配達員ニ対シテ干渉セズ
一、此争議ニ関シテハ絶対犠牲者ヲ出サザルコト

一九三一、五、三一、

東京日日慕生支局
主任 飛塚貞吉

東京日日新聞争議団員殿